

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 5月28日 22環機第448号 制 定 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">令和 2年 4月 1日 元環機第922号 一部改正 令和 2年10月12日 2環機第433号 一部改正 令和 3年 4月 1日 2環機第756号 一部改正</p> <p>前文 〔略〕</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 環境リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、<u>主な施設等は、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。</u>ただし、（ア）から（エ）までに掲げる貸付施設等の範囲については、家畜ふん尿の処理に必要な施設等及び施設内に設置する家畜ふん尿処理に必要な機械・装置並びに貸付施設と合わせて導入する堆肥の切り返しに必要な車両とする。</p> <p>（ア）～（キ） 〔略〕</p> <p>（ク）その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等</p>	<p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 5月28日 22環機第448号 制 定 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">令和 2年 4月 1日 元環機第922号 一部改正 令和 2年10月12日 2環機第433号 一部改正</p> <p>前文 〔略〕</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 環境リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、別表1に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。ただし、（ア）から（エ）までに掲げる貸付施設等の範囲については、家畜ふん尿の処理に必要な施設等及び施設内に設置する家畜ふん尿処理に必要な機械・装置並びに貸付施設と合わせて導入する堆肥の切り返しに必要な車両とする。</p> <p>（ア）～（キ） 〔略〕</p> <p>（ク）その他一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等<u>（以下「特認施設等」という。）</u></p>

改正後	現 行
<p>a～b [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) 経営リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、<u>主な施設等は、別表2に掲げる施設等</u>(これらに附属する施設等を含む。)とする。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) その他<u>理事長</u>が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等(以下「特認施設等」という。)</p> <p>a 家畜の飼養環境の改善に関するもの</p> <p>b (ア)から(エ)において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(3) 食肉リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、<u>主な施設等は、別表3に掲げる施設等</u>(これらに附属する施設等を含む。)とする。</p> <p>(ア) 食肉(食肉を利用した惣菜を含む。)の加工及び販売に必要な施設等</p> <p>(イ) 畜産副産物の処理に必要な施設等</p> <p>(ウ) 食肉の処理(肉畜のと畜解体から部分肉処理加工等までをいう。以下同じ。)に必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす施設等(以下「食肉処理等施設等」という。)</p> <p>a 貸付施設等を新たに整備するもの</p> <p>b BSEその他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの</p>	<p>a～b [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) 経営リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付施設等の範囲は、次に掲げるとおりとし、別表2に掲げる施設等(これらに附属する施設等を含む。)とする。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) その他<u>一般財団法人畜産環境整備機構理事長</u>(以下「理事長」という。)が特に必要と認めた次のいずれかに該当する施設等(以下「特認施設等」という。)</p> <p>a 家畜の飼養環境の改善に関するもの</p> <p>b (ア)から(エ)において畜産経営の合理化のための先進的な技術体系にかかるもの</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(3) 食肉リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表3に掲げる施設等(これらに附属する施設等を含む。)とする。</p> <p>(ア) 食肉(食肉を利用した惣菜を含む。)の加工及び販売に必要な施設等</p> <p>(イ) 畜産副産物の処理に必要な施設等</p> <p>(ウ) 食肉の処理(肉畜のと畜解体から部分肉処理加工等までをいう。以下同じ。)に必要な次に掲げるいずれかの要件を満たす施設等(以下「食肉処理等施設等」という。)</p> <p>a 貸付施設等を新たに整備するもの</p> <p>b BSEその他の疾病対策等衛生水準の高度化を図るためのもの</p>

改正後	現 行
<p>c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの</p> <p>d CO2 削減等環境対策に資するもの</p> <p><u>(エ) その他理事長が食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を図るためのものとして特に必要と認めた施設等</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(4) 生乳リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、<u>主な施設等は、別表4に掲げる施設等</u>（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。</p> <p>(ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）</p> <p>(イ) 貯乳冷却施設</p> <p>(ウ) オートサンプラ</p> <p>(エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用するものに限る。）</p> <p>(オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）</p> <p>(カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）</p> <p>(キ) 冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）</p> <p>(ク) 宅配専用車</p> <p>(ケ) 経営管理機器</p> <p>(コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）</p> <p>(サ) 乳製品製造機器</p> <p><u>(シ) その他理事長が生乳等の流通の効率化及び多様化を図るためのものとして特に必要と認めた施設等</u></p>	<p>c 一層の合理化・需要拡大に資する新規モデル性のあるもの</p> <p>d CO2 削減等環境対策に資するもの</p> <p>[新設]</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) 生乳リース</p> <p>ア 貸付対象施設等の範囲</p> <p>貸付対象施設等の範囲は、次のとおりとし、別表4に掲げる施設等（これらに附属する施設等を含む。）とする。いずれの貸付対象施設等も集送乳の合理化等のための施設整備・強化等を目的とするものに限る。</p> <p>(ア) ミルクタンクローリー（殺菌した生乳の輸送に対応可能なもの等を含む。）</p> <p>(イ) 貯乳冷却施設</p> <p>(ウ) オートサンプラ</p> <p>(エ) 滅菌貯乳施設（短期的な生乳の需給調整のために使用するものに限る。）</p> <p>(オ) 情報通信機器（生乳の集送乳に使用するものに限る。）</p> <p>(カ) 保冷車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）</p> <p>(キ) 冷蔵機能付き輸送車（牛乳の輸送に使用するものに限る。）</p> <p>(ク) 宅配専用車</p> <p>(ケ) 経営管理機器</p> <p>(コ) 販売機器（自動販売機及びショーケースに限る。）</p> <p>(サ) 乳製品製造機器</p> <p>[新設]</p>

改正後	現 行
<p>イ [略]</p> <p>第2 貸付期間</p> <p>1 [略]</p> <p>2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。<u>(本号による延長は、第1の1の(1)のイのリース事業と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）、畜産経営体生産性向上対策事業若しくは酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業を併用する場合を除く。)</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>第3 ～ 第8 [略]</p> <p>第9 貸付けの申請</p>	<p>イ [略]</p> <p>第2 貸付期間</p> <p>1 [略]</p> <p>2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。</p> <p>(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>第3 ～ 第8 [略]</p> <p>第9 貸付けの申請</p>

改正後	現 行
<p>1 〔略〕</p> <p>2 貸付けの申請  (1)～(3) 〔略〕  (4) 都道府県畜産主務課長は、第3の4の(2)の<u>アの(オ)又はイの(オ)</u>の適用に係る貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して、機構に進達するものとする。</p> <p>3 ～ 4 〔略〕</p> <p>5 都道府県畜産主務課長の意見  都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から第3の4の(2)の<u>アの(オ)又はイの(オ)</u>の適用に係る貸付申請書が提出されたときは、当該事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。</p> <p>6 〔略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 貸付けの申請  (1)～(3) 〔略〕  (4) 都道府県畜産主務課長は、<u>特認施設等及び第3の4の(2)のアの(オ)</u>の適用に係る貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して、機構に進達するものとする。</p> <p>3 ～ 4 〔略〕</p> <p>5 都道府県畜産主務課長の意見  都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から<u>特認施設等及び第3の4の(2)のアの(オ)</u>の適用に係る貸付申請書が提出されたときは、当該事項に関する意見を付して機構に送付するものとする。</p> <p>6 〔略〕</p>
<p>第10 ～ 第12 〔略〕</p>	<p>第10 ～ 第12 〔略〕</p>
<p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、年9.0%、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、<u>令和3年4月1日から令和4</u></p>	<p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、年9.0%、平成30年4月1日から<u>平成31</u>年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、平成3</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="293 276 1122 347">年3月31日までに締結した契約については、年8.8%として算定する。</p> <p data-bbox="293 355 1122 547">その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p data-bbox="237 635 573 667">第14 ～ 第15 [略]</p>	<p data-bbox="1196 276 2002 387"><u>1年4月1日から令和2年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%として算定する。</u></p> <p data-bbox="1196 395 2002 587">その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p data-bbox="1144 635 1480 667">第14 ～ 第15 [略]</p>

改正後			現 行		
別表 1			別表 1		
貸付施設等及びその貸付期間 環境リース			貸付施設等及びその貸付期間 環境リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17	ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として金属製のもの）	14		堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として金属製のもの）	14
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として木製のもの）	5		[新設]	
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8		貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14		ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5		ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
繰り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 繰り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7	繰り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 繰り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7

改正後			現 行		
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
(2) 衛生関連施設等 〔略〕			(2) 衛生関連施設等 〔略〕		
別表2			別表2		
貸付施設等及びその貸付期間 経営リース			貸付施設等及びその貸付期間 経営リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	1 7	ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	1 7
	堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	1 4		堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	1 4
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として木製のもの）	5		〔新設〕	
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8		貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属製のもの）	1 4		ふん尿処理施設用屋根（主として金属製のもの）	1 4
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5		ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5



改正後			現 行		
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7	運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7
	トラック	5		トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4		ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー（けん引式のもの）、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7	散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー（けん引式のもの）、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7	作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器 〔新設〕	7
	発電機	7			
	電気設備	7			
(2) 飼料の生産、給与等施設等			(2) 飼料の生産、給与等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設（主としてコンクリート製のもの）	17	飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設（主としてコンクリート製のもの）	17
	飼料貯蔵施設（主として金属製のもの）	14		飼料貯蔵施設（主として金属製のもの）	14

改正後			現 行		
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8		飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14		飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5		飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テグダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7	飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テグダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7
飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7	飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7	運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5		トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4		ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器	7
	発電機	7		[新設]	
	電気設備	7			
(3) 家畜飼養管理等施設等			(3) 家畜飼養管理等施設等		
項 目	品 目	貸付期間(年)	項 目	品 目	貸付期間(年)
家畜飼養管理施設	簡易畜舎(主としてコンクリート製のもの)	17	家畜飼養管理施設	簡易畜舎(主としてコンクリート製のもの)	17
	簡易畜舎(主として金属製のもの)	14		簡易畜舎(主として金属製のもの)	14

改正後			現 行				
	簡易畜舎 (主として木製のもの)	5		簡易畜舎 (主として木製のもの)	5		
	畜舎屋根 (主として金属製のもの)	14		畜舎屋根 (主として金属製のもの)	14		
	畜舎屋根 (主として木製のもの)	5		畜舎屋根 (主として木製のもの)	5		
家畜管理機械・装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置 (搾乳ロボット)、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7	家畜管理機械・装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置 (搾乳ロボット)、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7		
	コンピューター (サーバー用を除く)	4		コンピューター	4		
	コンピューター (サーバー用)	5		プリンター、ハンディターミナル	5		
	プリンター、ハンディターミナル	5		プリンター、ハンディターミナル	5		
家畜・卵運搬用機械	トラック	5	家畜・卵運搬用機械	トラック	5		
その他	太陽光発電システム	7	その他	太陽光発電システム 〔新設〕	7		
	発電機	7					
	電気設備	7					
(4) 6次産業化に関する施設等			(4) 6次産業化に関する施設等				
項 目	品 目		貸付期間 (年)	項 目	品 目		貸付期間 (年)
畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器	ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセ	10	畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器	ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセ	10

改正後				現行			
		ージ製造関連機械				ージ製造関連機械	
	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10	
	鶏卵加工品製造器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10	鶏卵加工品製造器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10	
製品保管用機械・装置	ストッカー		6	製品保管用機械・装置	ストッカー	6	
	非冷ショーケース、製品保管用棚（陳列棚）		8	非冷ショーケース、製品保管用棚（陳列棚）		8	
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却器、冷却装置		9	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却器、冷却装置		9	
経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）		4	経営管理用機械	コンピューター	4	
	コンピューター（サーバー用）		5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5	
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル		5				
注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。 注 2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成25年4月8日25環機208号）の2の(2)で定めるものに限る。 注 3 電気設備については、建物附属設備として(1)～(3)の施				注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。 注 2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）（平成25年4月8日25環機208号）の2の(1)のエで定めるものに限る。 [新設]			

改正後			現 行		
<p>設と同時申請の場合は、それぞれの施設の貸付期間と同一とする。</p> <p>4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>			<p>3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>		
別表3			別表3		
食肉リース			食肉リース		
(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等			(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6	保管用機械・装置	ストッカー	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8		非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整型粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オー	9	総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整型粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オー	9

改正後			現 行		
	ブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機			ブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	
車両	冷蔵・冷凍車（軽）、保冷車（軽）	4	車両	冷蔵・冷凍車（軽）、保冷車（軽）	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5	計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	<u>コンピューター（サーバー用を除く）</u>	<u>4</u>	経営管理用機械	<u>コンピュータ</u>	<u>4</u>
	<u>コンピューター（サーバー用）</u>	<u>5</u>			
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10		貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10
その他	ショベルローダー	7	その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4		室内運搬機	4
	シンク、作業台	5		シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6		作業場用空調機	6
	飲食店用機械	8		飲食店用機械	8
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コ	9		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コ	9

改正後			現 行		
	ンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置			ンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	
(2) 食肉処理等施設等			(2) 食肉処理等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6	保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8		非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9	惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4	車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4

改正後			現 行		
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5	計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4	経営管理用機械	コンピューター	4
	コンピューター（サーバー用）	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5			
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタンングガン、殴打式スタンングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ボイル装置、副生物冷却用製氷機	10	と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタンングガン、殴打式スタンングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ボイル装置、副生物冷却用製氷機	10



改正後			現 行		
汚水処理用機械 ・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	汚水処理用機械 ・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10		貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10
その他	ショベルローダー	7	その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4		室内運搬機	4
	シンク、作業台	5		シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6		作業場用空調機	6
	飲食店用機械	8		飲食店用機械	8
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>(3) [略]</p>			<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>(3) [略]</p>		

改正後			現 行		
別表4 生乳リース			別表4 生乳リース		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5	ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4		ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4
	ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5		ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクコンテナ	7		ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク（タンク）	3		ソフトタンク（タンク）	3
	ソフトタンク（洗浄装置）	15		ソフトタンク（洗浄装置）	15
	貯乳冷却施設	建物		20	貯乳冷却施設
構築物（さく井工、汚水処理施設）		15	構築物（さく井工、汚水処理施設）	15	
構築物施設に係る舗装工事		10	構築物施設に係る舗装工事	10	
機械器具		10	機械器具	10	
汚水処理施設の機械器具		7	汚水処理施設の機械器具	7	
オートサンプラ	オートサンプラ、電磁流量計	5	オートサンプラ	〔新設〕	5
滅菌貯乳施設	建物	20	滅菌貯乳施設	建物	20
	構築物	10		構築物	10
	機械器具	10		機械器具	10
情報通信機器		5	情報通信機器		5
保冷車		5	保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5	冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3	宅配専用車		3

改正後			現 行		
経営管理機器	コンピューター（サーバー用を除く）	4	経営管理機器	〔新設〕	6
	コンピューター（サーバー用）	5			
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5			
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6	販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6
乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械	10	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械	10
その他	飲食店用機械	8	その他	飲食店用機械 〔新設〕	8
	梱包機	9			
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</p> <p>2 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>			<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。</p> <p>2 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>		
<p>別紙様式の1の1（直接リース） 〔略〕</p> <p>様式1号-1～様式1号-2 〔略〕</p> <p>別紙様式の1の2（直接リース） 〔略〕</p>			<p>別紙様式の1の1（直接リース） 〔略〕</p> <p>様式1号-1～様式1号-2 〔略〕</p> <p>別紙様式の1の2（直接リース） 〔略〕</p>		

改正後	現 行
別紙様式の2（間接リース） 〔略〕	別紙様式の2（間接リース） 〔略〕
別紙様式の2の1（間接リース） 〔略〕	別紙様式の2の1（間接リース） 〔略〕
別紙様式の2の2の（1） 〔略〕	別紙様式の2の2の（1） 〔略〕
別紙様式の2の2の（2） 〔略〕	別紙様式の2の2の（2） 〔略〕
様式1号-1～様式1号-2 〔略〕	様式1号-1～様式1号-2 〔略〕
様式2号～様式4号 〔略〕	様式2号～様式4号 〔略〕
様式5号-1～様式5-4 〔略〕	様式5号-1～様式5-4 〔略〕

附 則（令和3年4月7日3農畜機第46号承認）

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。